

生産緑地の買取りの申出に必要な書類（生産緑地法第10条関係）

1. 生産緑地買取申出書（法施行規則第5条別記様式2）（様式13）・・・1通

※申し出者は、農地等の所有者または相続人等

- ・申し出者が複数おられる場合 買取り申し出者一覧表（様式14）・・・1通
- ・印鑑証明（発行3ヶ月以内、法人にあつては印鑑証明と資格証明書）・・・各1通

2. 買取り申し出の理由に関する書類（指定後30年経過による場合は不要）

①主たる従事者の死亡による場合

- ・農業の主たる従事者証明書（農業委員会発行）・・・1通
- ・生産緑地の所有者及び主たる従事者の変更届（様式6）・・・1通
- 申し出地以外に生産緑地を所有又は主たる従事者となっていた場合

②主たる従事者の故障による場合

- ・農業の主たる従事者証明書（農業委員会発行）・・・1通
- ・医師の診断書（農業に従事することが「不可能である」とする内容）・・・1通
- ※法施行規則第5条第1号の「故障」の場合に必要
- ・院長の証明書等（入所を証する書類等当該事由を確認できる書類）・・・1通
- ※法施行規則第5条第2号の「一年以上の期間を要する入院」や、「その他の事由」（養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ入所）の場合に必要

3. 買取り申し出の土地に関する書類

- ・土地の登記事項証明書（発行3ヶ月以内）・・・1通
- （売買、相続等の承継があった場合は、現在の登記名義人に所有権移転登記がなされたものに限る。）
- ・周辺状況図（1/2500地形図の切り図などで土地位置を明示）・・・1部
- ・実測図がある場合は、当該実測図面・・・1部

4. 生産緑地に関し市等が買い取る場合の権利消滅の同意について（様式15）・・・1通

- ・申し出の土地に賃借権等の所有権以外の権利を有する者がある場合、市又は他の地方公共団体等が買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させる旨の当該権利者の同意（法第10条による）
- ・印鑑証明書（発行3ヶ月以内、法人にあつては印鑑証明と資格証明書）・・・各1通

5. 買取り申し出の土地に建築物等が存する場合

- ・建物の登記事項証明書（登記のある場合）・・・1部
- ・評価証明書（課税されている場合）・・・1部
- ・建物配置図・構造図等・・・1部

6. 委任状（申し出者の実印を押印のこと）・・・1通

- ・代理人が手続きを行う場合